

# 高知県民生委員児童委員協議会連合会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、高知県民生委員児童委員協議会連合会という。

2 事務局は高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）事務局内に置き、その事務を県社協に委託する。

(会員)

第2条 本会は、高知県内の全民生委員・児童委員をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連携と資質向上を図るとともに、活動の強化推進に関する具体的方策を研究・実践し、活動体制の強化と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 民生委員・児童委員相互の連携強化に関する事業
- (2) 民生委員児童委員活動の強化推進に関する調査・研究
- (3) 社会福祉関係行政機関及び諸団体との連絡提携
- (4) 各種研修及び互助共励事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役員の数及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 理事 29名（会長1名、副会長6名を含む）
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長は理事の互選により選任する。

3 理事は、各ブロックから選出された者をもってあてる。

4 監事は理事会で選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、民生委員・児童委員一斉改選（以下「一斉改選」という。）直後に行なわれる理事会の日から3年後の一斉改選直後に行なわれる理事会の前日とする。但し、再任を妨げない。

2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 第1項の規定に関わらず、改選前の役員が、一斉改選において、民生委員・児童委員に再任された場合に限り、新しい役員が選出されるまで役員を務める。

(役員の変動の報告)

第7条 役員に異動があった場合は、直近開催時の総会に報告するものとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は本会の業務についての企画・協議・執行にあたる。
- 4 監事は本会の業務及び会計の監査を行なう。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び会長副会長会とし、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことが出来ない。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 会議の議長はその都度選出する。ただし、会長副会長会は会長が議長となる。
- 4 会議の議事は出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会及び理事会において議長は、議事録署名人2名を指名する。

(総会)

第10条 総会は、法定民生委員児童委員協議会の代議員で構成し、年1回以上開催する。

- 2 総会は、次の事項を付議する。
  - (1) 事業計画及び予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び決算に関する事項
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他理事会において必要と認めた事項
- 3 総会には、次の事項を報告する。
  - (1) 監事の選任
  - (2) その他会長副会長会及び理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長が必要と認めたとき及び理事定数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合に開催する。

- 2 理事会は、次の事項を付議する。
  - (1) 総会に提出する議案

- (2) 総会において委任された事項
- (3) その他事業の執行に関する事項

(会長副会長会)

第12条 会長副会長会は、次の事項を付議する。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) 理事会において委任された事項
- (3) 緊急に処理すべき事項

(部会)

第13条 本会に、民生委員・児童委員としての特性を活かした活動を推進するため、専門部会を置くことができる。

(顧問)

第14条 本会に、顧問を若干名おくことができる。

2 顧問は、総会の推薦を得て会長が委嘱する。

(会の経費)

第15条 本会の運営に要する経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金及び補助金
- (3) その他の収入

(会費)

第16条 会費は、民生委員・児童委員1名につき、当該年度において高知県及び高知市から民生委員及び児童委員活動費として交付される額の5%を年額とし、年度当初(4月1日時点)における現任の民生委員児童委員分を市町村単位でとりまとめて納入する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(解散)

第18条 本会は、総会の決議によって解散することができる。

(施行細則)

第19条 この会則に定めるものの他、事業執行に必要なものは、理事会において定める。

附 則（平成 9 年 6 月 17 日）

1 この規則は、平成 9 年 6 月 17 日から適用する。

附 則（平成 12 年 5 月 31 日）

1 この改正規則は、平成 12 年 5 月 31 日から適用する。

附 則（平成 13 年 11 月 30 日）

1 この改正規則は、平成 13 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 4 月 16 日）

1 この改正規則は、平成 15 年 4 月 16 日から適用する。

（経過措置）

2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年 12 月 1 日から始まる任期に限り、平成 13 年 12 月 1 日の改正前の会則第 5 条第 2 項第 4 号の部会長及び副部会長を理事定数に加えることができる。

附 則（平成 18 年 4 月 19 日）

1 この改正規則は、平成 18 年 4 月 19 日から適用する。

附 則（平成 20 年 4 月 17 日）

1 この改正規則は、平成 20 年 4 月 17 日から適用する。

附 則（平成 21 年 4 月 15 日）

1 この改正規則は、平成 21 年 4 月 15 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 20 日）

1 この改正規則は、平成 24 年 4 月 20 日から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 25 日）

1 この改正規則は、平成 29 年 4 月 25 日から適用する。

## 高知県民生委員児童委員協議会連合会会則施行細則

(総則)

第1条 会則第19条の規定により高知県民生委員児童委員協議会連合会会則施行細則を次のように定める。

(理事の選出)

第2条 会則第5条の規定による理事の選出基準は、次のとおりとする。

(1)

| 区分                 | 定数<br>(選出理事数) | 選出基準 |                              |
|--------------------|---------------|------|------------------------------|
| 安芸福祉保健所<br>管内ブロック  | 4             | 1    | 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 |
|                    |               | 1    | 室戸市                          |
|                    |               | 1    | 安芸市                          |
|                    |               | 1    | ブロック選出                       |
| 中央東福祉保健所<br>管内ブロック | 5             | 1    | 本山町、大豊町、土佐町、大川村              |
|                    |               | 1    | 香美市                          |
|                    |               | 1    | 香南市                          |
|                    |               | 1    | 南国市                          |
|                    |               | 1    | ブロック選出                       |
| 中央西福祉保健所<br>管内ブロック | 4             | 1    | いの町・仁淀川町                     |
|                    |               | 1    | 佐川町・越知町・日高村                  |
|                    |               | 1    | 土佐市                          |
|                    |               | 1    | ブロック選出                       |
| 須崎福祉保健所<br>管内ブロック  | 4             | 2    | 中土佐町・梶原町・津野町・四万十町            |
|                    |               | 1    | 須崎市                          |
|                    |               | 1    | ブロック選出                       |
| 幡多福祉保健所<br>管内ブロック  | 5             | 1    | 黒潮町・大月町・三原村                  |
|                    |               | 1    | 四万十市                         |
|                    |               | 1    | 宿毛市                          |
|                    |               | 1    | 土佐清水市                        |
|                    |               | 1    | ブロック選出                       |
| 高知市ブロック            | 7             | 5    | 高知市                          |
|                    |               | 2    | ブロック選出                       |
| 合 計                | 29            |      |                              |

(2) ブロック選出理事の選出は、男女共同参画基本法の趣旨に基づき行なう。

(会長の選出)

第3条 会則第5条の規定による会長の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事会出席理事による投票とする。
- (2) 前号の投票の結果、出席理事の過半数を得票した理事を会長とする。但し、過半数を得票した理事がない場合については、得票数上位2位までの理事を対象とし再投票とする。
- (3) 前号の投票の結果、最多得票数が同数となった理事が複数の場合については、当該理事を対象とし再投票とする。

(副会長の選出)

第4条 会則第5条の規定による副会長の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 施行細則第2条第1号に規定する各ブロックから、各ブロック選出理事の協議により1名選出する。但し、高知市ブロックについては、2名選出する。
- (2) 前号の規定に関わらず、会長として選出された理事が属するブロックについては、副会長を選出しない。但し、会長として選出された理事が高知ブロックに属する場合については、高知市ブロックから1名選出する。

(監事の選出)

第5条 会則第5条の規定による監事は、会員より選出する。但し、1名は高知ブロックから選出する。

(総会の構成員)

第6条 会則第10条の規定による総会を構成する法定民生委員児童委員協議会の代議員については、次のとおりとする。

(1)

| 民生委員児童委員定数   | 代議員数 |
|--------------|------|
| 50人以下        | 1名   |
| 51人以上100人以下  | 2名   |
| 101人以上150人以下 | 3名   |

- (2) 本会役員は代議員となることはできない。

(旅費)

第7条 本会役員の旅費については、次のとおりとする。

2 旅費は次の各号に定める会議等へ出席する場合支給する。

- (1) 総会（役員を対象）
- (2) 理事会
- (3) 会長副会長会

- (4) 本会役員として出席する会議等
  - (5) 前号の会議等について、本会以外の会議等主催者から旅費支給がある場合は本会より旅費の支給はしない。
  - (6) 部会
  - (7) その他会長が認める場合
- 3 旅費の構成は、交通費、日当、宿泊費とし、その支給額を次のとおり定める。
- (1) 日当は、日額3,000円とする。
  - (2) 県内での会議等へ出席する場合の交通費は、自宅から目的地までの交通機関の利用に要する運賃とする。  
ただし、JR等鉄道の使用で片道50キロメートルを超える場合は、特急料金を加算することができる。
  - (3) 前号の場合で、自家用車を使用した場合には、往復距離(1キロメートル未満の端数切捨て)に高知県旅費条例に定めた額を乗じた額を支給する。
  - (4) 前号の場合で、駐車料金及び有料道路料金が必要で経費を負担した場合には、現に支払った額を前号の額に加算して支給する。
  - (5) 宿泊費については、会議の開催要綱等でその額が定められている場合はその額とし、その他の場合は、高知県旅費条例に定めた額に準じる。
  - (6) 県外への交通費は、使用する交通機関の運賃等の額とする。  
ただし、高知県社会福祉協議会の公用車に同乗する場合は、同乗する区間については交通費を支給しない。
  - (7) 前各号に関わらず、交通費を2人以上で共同して負担する区間がある場合は、その区間の旅費は、それぞれ按分して負担すべき額とする。
- 4 旅費等の支給は、原則として口座振り込みとする。

(ブロック会)

- 第8条 高知県民生委員児童委員協議会連合会の企画、連絡・調整に関する事項の推進を図るため、施行細則第2条で定めたブロック毎にブロック会を設置する。
- 2 ブロック会は各ブロック内の高知県民生委員児童委員協議会連合会理事及び法定民児協会会長等をもって構成する。
  - 3 ブロック会は適時開催し、ブロック会において検討された内容等については本会会長に報告するものとする。

附 則 (平成18年 4月12日)

- 1 この規程は、平成18年 4月12日から適用する。

附 則 (平成19年 4月12日)

- 1 この改正規定は、平成19年 4月12日から適用する。

附 則 (平成20年 4月17日)

- 1 この施行細則は、平成20年 4月17日から適用する。  
附 則（平成25年12月17日）
- 1 この施行細則は、平成25年12月17日から適用する。  
附 則（平成31年4月19日）
- 1 この施行細則は、平成31年4月1日から適用する。